

## 委員からのご質問・コメント

### 堀田委員からのコメント

いつもお世話になっております。さて、先般第1回新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会で、現状における論点を委員内外から募ることで合意されたものと認識しております。簡単ですが下記の通りコメントをお送りいたしますのでご査収下さい。

宜しくお取り計らい方お願いします。

第2回委員会へ向けてのコメント（運用実態の報告書への直接的なコメントに限りません。）

#### 論点1 統合を連携の機会と捉えるべき

現在は複数機関が異なるフェーズにおいて同一事業に関与する際の連携が必ずしも明示的でない。例えばJICA開発調査で行った環境社会配慮に関する提言をその後誰がチェックするのかといった課題が見られる。JJ統合（新JICA）で開発調査の提言を有償資金協力の条件とするなど、プロジェクトサイクル全体を見通した実効性のある環境社会配慮が可能になる。

#### 論点2 審査機関・諮問機関の役割分担と運営について

現在JICAには環境社会配慮審査会をはじめとする各種審査・諮問機関が設置されているが、統合後におけるこれらの機関の位置づけと実質的運営はどうあるべきか。環境社会配慮において、策定すべき計画の審査と、実施すべき施策のモニタリングがどのように行われるべきか。既設機関に課題はないのか。

以 上

『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）』報告書』へのコメント及び質問

国際環境 NGO FoE Japan

この度、改訂に先立ち御行が実施された『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）』報告書（以下、報告書）は、2003年10月に施行された「環境社会配慮のために国際協力銀行ガイドライン（以下、ガイドライン）」を改訂する上で、その改訂の方向性・ポイントを検討する上で非常に重要な資料となるべきものであると考えております。一方、今回の報告書からは、上記の目的を達成する上で情報が不十分な部分も多くあり、以下コメント及び質問を提出致します。

## 報告書へのコメント

### 1. 調査目的

JBICが行った環境社会配慮確認の「実施状況」のみならず、ガイドラインの運用によって、プロジェクトの環境社会影響を回避または最小化したかなどガイドラインの効果と課題について調査をするべきです。

- 同調査の目的は、「①環境ガイドライン施行以降、環境ガイドラインで定められた各項目について、JBICがとったアクションの整理・分析を行うこと」及び「②環境ガイドラインに規定されている環境ガイドライン施行後5年以内の包括的な検討及び必要に応じた改訂に資するべく<sup>1</sup>、現行環境ガイドライン施行後の実施状況につき確認すること」（p.4、「2.1 調査目的」）とあります。しかし、同調査では、JBICが行った環境社会配慮確認の実施状況について、ガイドラインの手続きを繰り返し述べている部分が多く、ガイドラインを実施した結果、いかに環境社会影響を回避または最小化したかどうかといった効果や課題の抽出が行われていません。従って、ガイドラインの包括的検討に資するには不十分な内容と言わざるを得ません。
- 調査目的が手法にとどまっています。「アクションの整理・分析」の「整理」の部分に該当するのではないかと思われる記述（ほぼガイドラインからの抜書き）が見られますが、この整理がどのような意味を成すのか不明です。「アクションの整理・分析」を行ってどうするのか、「現行ガイドライン実施後の実施状況につき確認」してどうするのかまで踏み込まなければ目的とは言えないと考えます。

<sup>1</sup> ガイドライン第1部「8. ガイドラインの適用及び見直し」

## 2. 調査方法

報告書作成にあたっては、実施機関、被影響住民、NGO等のステークホルダーへの聞き取り調査を実施していないようですが、ガイドラインの効果を評価するためには、プロジェクトの環境社会配慮の実施状況についてこれらステークホルダーへの聞き取り調査を行うことは不可欠です。

報告書(P5)において、「これらの結果を踏まえ、案件横断的に全体的傾向、地域別・カテゴリ別傾向、環境ガイドラインに定められている確認項目別傾向、セクター別傾向について整理・分析を行った」とありますが、全ての調査について「傾向」とどめた理由が不明です。

- 報告書は、日々の業務について述べているものにすぎません。すでに事業が進んでいるケースについては、被影響住民を対象に含めたガイドラインの各項目の実施状況について、現地調査が必要です。
- 報告書では、事例は挙げられていますがグッドプラクティスが書かれているに過ぎず、課題がみえてきません。例えば、報告書(P20-21、「4.4.2影響分析」)は派生的・二次的な影響、累積的な影響、ライフサイクルについて確認した例が書かれています。しかし、インドネシアのスマラン総合水資源・洪水対策事業では、土地を失う住民だけが協議に招待され、その土地で働く農業労働者が影響住民として含まれていない例がありました。このようなことは、現地に行って住民にヒアリングを行わないと判明しません。現地でのヒアリングによってEIA及び協議の妥当性の検証が可能になる部分も多いことから、今回の調査に加え、現地調査も必要であると考えます。
- 報告書のセクター別傾向においては、いろいろな対策が取られているという記述が主ですが、実態上、全てこのとおりに行っており、問題が起きていないのかについては記述がなく不明です。

## 3. JBICの審査の妥当性

JBICの判断や対応の妥当性について、評価を行うべきです。

- 報告書においては、通常業務において実施・確認されていることが説明されているものの、その「通常業務における確認」の妥当性については評価・確認されていません。
- 報告書では、適切に確認がなされているといった記述がほとんどですが、その調査結果を裏付けるデータや記述が希薄であり、調査結果の妥当性を検証することができません。いくつか事例が挙げられてはいるものの、グッド・プラクティスがほとんどであり、具体的な案件名もなく、数についてもほとんどの箇所が不明瞭なままです。従って、事例がどの程度全体の傾向を代表しているのかに関して疑問が残ります。また、事例を挙げる場合には、透明性の観点から、案件名を付すべきです。
- 特に、以下の項目では、同調査の結果と異なる事例がある可能性もあり、JBICの判

断の根拠が十分に示されているとは言えません。

- 報告書（P20、「4.4.2影響分析」）（P.23-25、「4.4.4ステークホルダーの関与」）については、現行ガイドライン適用案件であるインドネシアの「スマラン水資源・洪水対策事業」では、ダムによって農地が水没することで生計手段を失うことになる可能性のある農業労働者がステークホルダー協議に呼ばれていないなど、影響分析やステークホルダーの関与に問題があります。
- 報告書（P32、「4.4.8 社会的合意形成」、（P.34-36「4.4.9 用地取得・非自発的住民移転」）に関しては、JBICが「融資締結前の早期の段階において、然るべく社会的合意形成がなされるよう配慮している」（p.33）とありますが、その根拠が明らかにされていません。上記スマランの事例では、影響住民が今後の移転スケジュールを知らされていないことがありました。
- 報告書を通じて、カテゴリ分類の妥当性に関する評価が行われていません。例えば、「4.3.2カテゴリ別傾向」においては、適切に環境社会配慮確認が実施されているという事が繰り返し述べられています。しかし、4.3.2で述べられているのは、カテゴリ別の配慮に関する傾向のみで、その適切さを示す根拠が示されていません。
- ガイドライン第2部「3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示」に記されている発電所・送電線（インドネシア4件p.10、南アジア4件p.10、アフリカp.11、中南米p.11）、灌漑・治水・干拓（南アジア3件p.10）、観光（2件p.67）がカテゴリBに分類されているそれぞれの根拠について必ずしも明確にされていません。
- 報告書（P.32、「4.4.7 モニタリング計画・環境管理計画」）にあるカテゴリB案件について、「十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合、モニタリング計画が作成されているが、環境影響や用地取得が小規模な案件については、実施機関の責任において、必要に応じてモニタリングを実施することとし、モニタリング計画自体の作成が確認できない案件もあった」とありますが、作成されていない案件に関して、環境社会配慮上の影響が生じていないかを確認するべきです。
- 報告書（P.42、「4.4.12 環境アセスメント（EIA）報告書」）において、「地域住民等ステークホルダーとの協議については、カテゴリA案件については、EIA実施にあたって、EIA報告書作成時に実施されていることが確認されている」とありますが、協議の内容の妥当性に関するJBICの評価が明らかにされていません。
- 報告書（P18-19、「4.4.2影響分析」）においては、通常業務が説明されていますが、実際に早期の段階から影響が「回避・最小化」され、「その結果がプロジェクト計画に反映」されたのかということに関する評価については触れられていません。
- 報告書（P12、パラ1）において、「通信セクターにおいては、事業的特性から通信ネットワーク整備はカテゴリBに、放送事業はカテゴリCに該当する。…鉱工業部門の中小企業・民間セクター支援、復興支援事業はカテゴリF1に分類されている」とありますが、ガイドライン自体にはそのような規定がなく、その根拠について不明確です。

#### 4. カテゴリ分類の方法

カテゴリ分類は、事業の目的に関係なくその影響によって決めるべきです。

- カテゴリ分類は、プロジェクトの目的及び効果の如何に関わらず、その影響のセクター・規模・性質・場所等をもってして実施するものです。しかし、報告書に「発電事業が必ずしもカテゴリAに分類されるわけではなく、再生可能エネルギーの利用を促進する水力・太陽熱、既存発電所の拡張案件等はカテゴリBに分類されている」とある通り、その目的が環境関連である場合等の場合は影響に関わらずカテゴリBに分類されています。ガイドラインはあくまでも影響を回避・最小化・緩和するものであり、そのことは再生可能エネルギーであっても同様です。カテゴリ分類について、このような分類の方法は今後見直すべきです。

#### 5. 結論（まとめ）について

結論が導き出された根拠が不明です

- 報告書（P70）では、「かかる分析結果を踏まえた、現行環境ガイドライン施行後のJBICにおける環境社会配慮確認の実施状況は総じて高く、旧ガイドライン施行時に比べても、環境社会配慮の項目（その実施すべき内容）が、多岐に亘り、より慎重かつきめ細やかな配慮がなされるようになったことが確認された。」と結論付けていますが、根拠が不明です。
- 報告書（P70）では、『「ステークホルダーの関与（現地住民の参加促進と対話）」については、事業の影響を受ける地域住民・現地NGOを含むステークホルダーの参加や対話を重視しつつ、案件形成を行っていることが各案件を通じて確認されていた」とありますが、根拠が不明です
- 報告書（P70）では、『「情報公開（情報公開を通じた透明性の高い開かれたプロセス）」については、融資契約締結に先立って融資対象事業のカテゴリ分類を、また、（カテゴリA,B案件については）EIA報告書等環境社会配慮に関する文書の公開を、融資契約締結後にはその環境レビュー結果を公開するなど、適切なタイミングにて情報公開を行っていることがほぼ確認できた」とありますが、JBICの情報公開の方法が十分だったかなど、ガイドラインの改定作業に資するような評価がおこなわれていません。
- 報告書（P70）では、『「用地取得や非自発的住民移転等による被影響住民に対する適切な補償・支援（実施プロジェクトに起因する住民移転等社会面への配慮）」については、大規模な住民移転等が発生する際は、借入国国内法に従って、実施プロジェクトに起因する被影響住民に対する補償・支援方針、手続き、スケジュール等の住民移転計画案が、住民協議等による合意形成を得ながら作成、実施されることが確認されていた。」とありますが、住民への移転計画が周知されていない可能性があるなど、根拠が不明です。

## 質問

### 1. 全体

- 数字、データ、案件名も含め、具体的な調査結果を提示してください。

### 2. 調査について

- 調査を委託した双日総研は、どのように選定したのですか。
- 報告書には、その調査方法として「JBIC資料及びJBICのウェブサイト上の公開情報等に基づき…実施状況を確認した<sup>2</sup>」とありますが、ここでいう「JBIC資料」とは具体的に何を指すのですか。
- 報告書（P14、パラ4）において、「環境影響にかかる対策（環境影響の回避・最小化・緩和策・代替案・二次的・累積的影響の検討）」、「国内・国際的基準との比較」、「モニタリング計画等適切なフォローアップ体制」については、マスタープラン（M/P）調査やフィージビリティ・スタディ（F/S）、EIA 報告書等に基づき詳細なレビューを行い、その妥当性につき確認を行っている」とありますが、ここでいう「レビュー」及び「確認」とは、通常業務における作業のことですか。もしくは、今回の調査において、再度これらの作業を行ったということですか。

### 3. カテゴリ分類

- 報告書（P10、パラ2）では、カテゴリB案件として、インドネシアにおける発電所、ベトナムにおける上下水道及び衛生事業が挙げられていますが、これらのプロジェクトについてEIAは作成されていたのですか。
- 報告書（P10、パラ3）では、カテゴリB案件として、上下水道・衛生、送電線、灌漑・治水・干拓が挙げられていますが、これらのプロジェクトについてEIAは作成されていたのですか。
- 開発政策の場合は、全てカテゴリCに分類しているのですか。開発政策といったノンプロジェクト借款であっても、そのセクターによっては当該国の環境社会に非常に大きい影響を及ぼすこともあるため、開発政策借款だからといって自動的にカテゴリCになるとは限らないと考えます。2003年10月以降、どのような分野のノンプロジェクト借款を実施しましたか。
- 報告書（P11、パラ2）では、中南米において「灌漑・治水・干拓事業がカテゴリF1」に各1件ずつ分類されている」とありますが、意味を把握しかねました。これは、融資決定後にこれらの事業にあてられることが判明したということですか。
- 報告書（P11、パラ2）では、「中南米では下水道事業や温室効果ガスの排出削減等につながるクリーン開発メカニズム：Clean Development Mechanism）の適用が見込まれる発電事業などがカテゴリBとして含まれている」とありますが、これらの事業の概要と影響の規模を教えてください。

<sup>2</sup> 報告書 P5 3.2 調査方法

- 報告書（P11、パラ3）では、「中東欧における対象案件は、電力供給とともに大気汚染の軽減を目的とするカテゴリB の発電事業1件である」とありますが、このプロジェクトではEIAは作成されたのですか。
- 報告書（P12、パラ2）では「鉱工業部門の中小企業・民間セクター支援、復興支援事業はカテゴリF1 に分類されている」とありますが、これは、融資決定後にこれらの事業にあてられることが判明したということですか。
- カテゴリF1の10件の案件は、報告書（P12、パラ2）で書かれているセクター以外にどのような案件がありましたか。
- 報告書（P17、パラ4）では、「要請受領後、早期段階におけるプロジェクト環境関連情報の入手、スクリーニングの検討については、適切に行われている」とありますが、どのような調査の結果このような結論が導きだされたのか、全く根拠が書かれていません。どのような調査をしたのか、また、この結論の根拠を教えてください。
- カテゴリ分類の見直しについて、AからBのようなケースはあるようですが、CからB、BからA、CからAといった見直しはなかったのですか。
- 報告書（P15、パラ2・パラ4）において、「ほぼ全てのカテゴリB・C案件において適切に環境社会配慮確認が実施されていた」とありますが、「ほぼ」とはそれぞれ81件中、19件中何件ですか。また、「適切に実施されていた」との結論を導いた根拠を具体的に教えてください。また、適切に実施されていなかった事例を具体的に教えてください。
- 報告書（P47、4.5.1-1「発電所」）において、カテゴリAの6案件、カテゴリBの7案件について、火力、水力、地熱、太陽光発電はそれぞれ何件ありましたか。

#### 4. 社会面

- 報告書（P15、パラ1）には、「住民協議を実施し、…適切な過程を経て住民の基本的な合意に至ったかどうかを確認した上で、融資契約締結に至っている」とありますが、その確認の方法を教えてください。JBICは、住民協議においてどのようなことが確認できた場合、「適切な過程を経た合意」と判断するのですか。
- 報告書（P33）の「4.4.8 社会的合意形成」において、「住民協議は行わず、それに代わるものとして、パブリック・ヒアリングを行っているケースもある。」とありますが、ここでの「住民協議」と「パブリック・ヒアリング」は何が違うのですか。また、「パブリック・ヒアリング」になったのはどこの国ですか。また、「住民協議」ではなく「パブリック・ヒアリング」になった理由を教えてください。
- 報告書（P22、パラ4）のカテゴリAにおける代替案の検討に関して、移転住民が減少したことなどの例がグッドプラクティスとして挙げられていますが、F/S→EIA→D/Dと進む過程で増加した例はありますか。あるとすれば、どの程度で、その要因はなんですか。例えば、パハン・セラゴール導水事業については、当初の予想よりも現在の移転住民は増加してしまっているの、他にも同様の事例がある可能性について懸念しています。
- 報告書（P39、「4.4.10 社会的関心事項」）の「③少数民族、先住民族に対する配慮」において、事例はいくつかかかれているものの、具体的に JBIC のガイドラインの該当部分に照らしてどのように JBIC が確認し、借入国政府の対応がどうだったのかということについての説明がないまま、「適切に確認している」とされています。具体的に、どのよう

に「土地及び資源に関する先住民族の諸権利」が尊重され、「十分な情報に基づいて先住民族の合意」が得られるよう」に配慮されたのでしょうか。

- 報告書（P34～36）の「4.4.9 用地取得・非自発的住民移転」において、当該国等の国内法などが強調されています。当該国の国内法を遵守することは最低限守るべきこととして重要である一方、JBICのガイドラインにある「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復」が確保できるよう、十分かつ適切な措置がとられる必要がありますが、その点について報告書では明確ではありません。アプレイザル時、JBICとしてこれらを確保するために十分かつ適切な措置か否かを確認しているのですか。また、アプレイザル後、その確保を確認しているのですか。しているとすれば、どのように確認しているのですか。
- JBICが「住民移転計画」を審査する際、その内容をどのような観点から審査しているのですか。例えば、世界銀行のOP 4.12 Annex Aとの比較をし、足りない部分がある場合には働きかけるべきだと考えますが、そのようなことは行っているのでしょうか。
- 先住民族に影響がある場合の、合意の取得状況について、具体的に教えてください。
- 移転住民の生計や生活は計画通り回復・改善しているのですか。
- 報告書（P32～34）の「社会的合意形成」において、「メディアや地域代表者を通じた告知を通じて、広く、地域コミュニティや影響を受ける地域で活動するステークホルダーが参加できるよう配慮がなされている」とありますが、実際の周知度はどの程度だったのでしょうか。
- 報告書（P32～34）の「社会的合意形成」に関して、政治的・社会的な背景により、プロジェクトに懸念する被影響住民が自由に発言できない国があると思いますが、そのような場合には、これらの人々の意見をプロジェクトに反映するため、どのような対策が取られたのでしょうか。
- 報告書（P32～34）の「社会的合意形成」において、早期段階からの協議を通じて「その結果をEIA報告書のToRに反映させている国・案件もある」とのことですが、調査対象案件のうち、何件が該当しますか？またその反映された内容について教えてください。逆に、反映されなかったものがある場合は、その理由を教えてください。
- 本調査は主に傾向を分析と書かれていますが、「4.4.4 ステークホルダーの関与」については、事例の提示のみにとどまっているのはなぜでしょうか。
- 住民移転が発生するような事業において、被影響住民が住民移転計画書やモニタリング計画のプロセスに参加した事例は何件あるのでしょうか。またその案件名や具体的な関与のプロセスを教えてください。

## 5. 環境面

- 報告書（P21）におけるライフサイクルにわたる影響に関しては、グッドプラクティスが記されているのみですが、例えばA案件28件中何件でライフサイクルに渡る影響が検討されていたのですか。またこれらの案件において、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響が考慮された理由を教えてください。また、報告書に事例として書かれている以外にも、ダムであれば土砂堆積の程度やその解体までといったことが



ライフサイクルに渡る影響にあたると思いますが、ダム関連の案件でライフサイクルに渡る影響はEIAで考慮されていたのですか。

- 報告書（P22、パラ3）の代替案の検討に関して、代替案の検討が不十分であると先方政府に対し伝えた事例はありますか。
- 報告書（P29、パラ1）において、「国際条約に基づく保護区の確認、Red Data Book等に基づく貴重種の確認を行っている」とありますが、確認を行った結果、影響の回避・最小化、緩和に関して借入国政府の対応を求めた例はカテゴリAにおいて何件ありますか。また、その結果として貴重種および保護区への影響が回避・緩和・最小化された例、されなかった例がカテゴリAにおいて何件ありますか。
- 報告書（P20）の「4.4.2 検討する影響のスコープ」について、「具体的には、工事労働者に対するHIV/AIDS等の感染症予防、工事車両等による交通事故予防を影響緩和対策として取り上げ、それぞれにかかる啓蒙活動をプロジェクトの中で実施しているケースが多い」とありますが、具体的にはいくつかの案件でこれらの対策が取られているのでしょうか。またこれ以外の影響（例えば、廃水、大気質、廃棄物等による事業地域より広域の累積的影響）については、どのような対策が取られたのでしょうか。

## 6. 環境アセスメント報告書について

- ガイドライン（P15、「2. カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書」）において、「また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」とありますが、カテゴリAの全案件についてそのような書面が作成されていたのですか。また、全体的な傾向としてどのような内容が書かれていたのですか。
- 報告書（P41）の「4.4.12. 環境アセスメント（EIA）報告書」に関して、カテゴリAのうち、協議録が添付されていなかったのは何件ありますか。また、その場合、JBICはどのように住民協議の内容の確認・把握を行っているのですか。さらに、協議内容についてはどのような項目についてJBICはアプレイザル時に確認するのですか。
- 国内法でEIA実施が求められていないけれども、JBICガイドラインを踏まえEIAを作成した案件は何件あったのでしょうか？

## 7. 国内法と国際基準

- 報告書（P14、パラ2）には「大規模な住民移転等が発生する際は、借入国国内法に従って…住民移転計画が、地域住民等のステークホルダーとの協議を踏まえつつ作成されている」とあります。借入国国内法は最低限遵守すべき事項ではありますが、ガイドラインに照らしての確認も当然必要です。JBICのガイドラインには住民移転計画書の内容について規定されていませんが、住民移転計画の内容を審査する際、ガイドラインの関連項目にも照らし合わせて環境審査をしていたのですか。
- 報告書（P28、パラ2）の国際的基準の参照の部分では、「プロジェクト計画値を国内の法令・基準と比較すると同時に、国際的基準等にも照らした上で」とありますが、どのような場合に参照しているのですか。
- JBICの環境レビューにおける作業としての「参照」とは何を指していますか。例えば、

非自発的住民移転が生じる場合には、世銀の OP4.12 の各項目について、それと適合するか否かについてチェックしているのですか。しているとすれば、どのようにチェックしているのですか。具体的事例を挙げて説明をお願いいたします。また、参照にした基準に照らして十分でない場合は、どのような対応をとられたのかもあわせて説明してください。

- 報告書（P32～34）の「4.4.8 社会的合意形成」において、カテゴリ A に関して結論として「全てのカテゴリ A 案件において適切に実施されている」とありますが、通常業務の中ではどのように「適切に」実施されていることを確認しているのですか。また、今回の報告書作成にあたってはどのように確認したのですか。
- 報告書（P28）の「法令・基準の遵守」においては、国際的基準も参照することが書かれています。一方報告書（P47）、「4.5.1-1 発電所」の「（2）環境社会配慮実施状の留意点」においては、当該国基準を満たすか否かのみがかかれており、国際的基準については触れられていません。JBIC としてこれら発電所への支援の際にも、国際的基準と照らし合わせているのですか。
- 表 4-1 「先進国・国際機関等の環境基準例」とありますが、参照する基準を全て挙げてください。

#### 8. モニタリング

- 報告書（P30、パラ 1）にあるモニタリング実施主体者によるプロGRESSレポートの内容の確認については、どのように行っているのですか。
- 報告書（P41、パラ 1）では、「借入国において、環境あるいは社会モニタリング結果を一般住民に公開することとしている例が確認されている。」とありますが、案件名を教えてください。
- モニタリング結果の公開が実施されたのは何案件ですか？
- 第三者から環境社会配慮が十分でないなど具体的な指摘があった例は、何件ありましたか。またそのうち、ガイドラインの規定に基づき、ステークホルダーが参加して対策を協議し、問題解決に向けた手順が合意されたケースは何件ありましたか。その具体案件名と、具体内容について教えてください。

#### 9. 代替案の検討

- 代替案の検討段階で、「社会面においては、用地取得・住民移転の最小化等の観点から検討されているケースが多い」とあるが、計画段階と移転が実施された後の状況とを比較した場合、実際の移転住民の数は計画通り最小化されていたのでしょうか。

#### 10. その他

- 報告書は、被影響住民も含めたステークホルダーがアクセス可能な方法で広く一般に公開された上で、コメントを受け付け、受理したコメントは WEB 上等で広く公開されるべきではないですか。



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: <http://www.mekongwatch.org>

2008年2月21日

独立行政法人国際協力機構 環境社会配慮審査チーム御中

「JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」に関する質問・コメント

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ  
事務局長 福田健治

「JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認報告」について、下記の通り質問・コメントを提出させていただきます。

## 記

### ○報告の体裁について

- ・（コメント・質問）既に2月14日の第1回委員会で指摘したが、本報告においては、「多くの」「場合がある」「例がある」といった表現が多用されている。これでは、「ガイドラインに従って運用されている」という結論を導く根拠が明らかでなく、またガイドラインの包括的検討のための資料としても著しく不十分である。

したがって、全ての調査項目につき、ガイドラインの運用実態について、案件数を明示して記載していただきたい。また、「例がある」等の記述について、案件名を明らかにしていただきたい。

以下の質問・コメントは、現在の報告書に基づく暫定的なものであり、上記の問題点が解消された段階で、再び質問・コメントを行うことを予定している。

### ○運用実態確認の目的（p. 2）

- ・（コメント）ガイドラインは、「本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。」（ガイドライン 2.10.2）としている。したがって、本運用実態確認の目的は、ガイドラインの包括的に検討し改定の必要性を判断するにあたって必要な情報を提供することになければならない。このためには、ガイドラインの目的である①相手国政府による適切な環境社会配慮実施の促進、②JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施の確保、の2点の達成状況を評価し、ガイドラインの規定上・運用上の課題を抽出することが不可欠であると考える。

しかし、本運用実態確認の目的は「手続等の運用が実際にどのように行われている

るかを確認し、整理すること」にとどまっている。これでは、ガイドラインの包括的検討や改定の必要性判断のために必要な情報を得ることはできない。

#### ○運用実態確認の方法 (p. 2-3)

- ・ (質問) 本運用実態確認で参照された「その後の関連情報」、「内部審査結果等」とは何か。
- ・ (コメント・質問) 本運用実態確認では文献調査以外行われていない。実態確認の目的を達成するためには、文献調査の他、JICA 担当部・環境社会配慮審査チーム内でのインタビュー、相手国政府・コンサルタント・被影響住民・NGO 等本ガイドラインの運用実態について知見を有するステークホルダーからの聞き取り、JICA によるガイドライン運用が相手国の環境社会配慮に与えた影響に関する現地調査などが不可欠であると考え。文献調査以外の調査を実施した場合、その手法を明らかにしていただきたい。
- ・ (質問) 対象案件 60 件全ての案件名を明らかにしていただきたい。
- ・ (コメント・質問) 以下で記載するとおり、ガイドラインの運用実態を明らかにするためには、JICA 内外のステークホルダーへの聞き取りや、協力事業が支援したプロジェクトの現状を明らかにする現地調査が不可欠であると考え。本運用実態確認の対象となった 60 案件のうち、事業化につながっている案件の数を把握していたら教えていただきたい。

#### ○実施体制 (p. 7)

- ・ (質問) 環境社会配慮審査チームの行う審査の内容を詳述していただきたい。
- ・ (質問) 環境社会配慮審査チーム内の体制、担当、担当理事の役割等について明らかにしていただきたい。

#### ○早期段階からの環境社会配慮 (p. 9)

- ・ (質問) M/P において戦略的環境アセスメントの考え方を導入しているとしているが、以下について詳細を教えていただきたい。なお、「(本報告の 5.1 参照)」とあるが、本報告に 5.1 はない。
  - 戦略的環境アセスメントの考え方を導入した M/P の数。それらにおける戦略的環境アセスメントの実際の適用状況。
  - 戦略的環境アセスメントの考え方を導入できなかった M/P の数。それらにおいて導入できなかった理由。
- ・ (コメント・質問) F/S 段階で代替案との比較検討を行っている事例があるとしているが、代替案の比較検討は相手国が満たすべき要件である (ガイドライン別紙 1 基本的事項 1)。F/S 段階で代替案との比較検討を行っていない事例の数を明らかにし、その原因を分析していただきたい。

#### ○相手国政府に求める要件 (p. 10)

- ・ (コメント) ガイドライン 1.6.1 は相手国が満たすべき要件であるが、相手国がこ

の要件を満たしているかどうかについて実態が確認されていない。このためには、相手国政府からの聞き取りと現地調査が不可欠であると考える。

- ・（質問）JICAは別紙1の要件の「重要な点」について確認を行っているとするが、別紙1の要件のうち重要な点と重要でない点の判断基準、重要でないと判断した点を確認していない理由について明らかにしていただきたい。
- ・（コメント・質問）ガイドライン1.6.3第1文は、環境影響評価において作成される各種文書や報告書の言語について規定しているが、この点についての運用実態が確認されていない。
- ・（コメント・質問）環境影響評価の説明に際して作成される書面について、ポスターやブックレットを現地語で作成している例があるとしているが、これら書面が地域の人々が理解できる言語と様式によるものかどうかについて、運用実態が確認されていない。
- ・（コメント・質問）ガイドライン1.6.4は環境影響評価文書の公開を義務付け、その方法について規定しているが、公開方法について運用実態が確認されていない。また、「アクセスが可能であると考えられる」というのは、実際にJICAが確認したのか、推測に過ぎないのか、明らかにしていただきたい。

#### ○対象とする協力事業（p.11）

- ・（コメント・質問）ガイドラインが直接適用される3スキーム以外について、ガイドラインは「目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する」としているが、この規定の運用実態について確認されていない。

#### ○緊急時の措置（p.12）

- ・（コメント）緊急時の措置について、審査諮問機関の検討結果が公開されていない<sup>3</sup>。また協力事業の結果については、緊急時の措置案件のリストから確認できるよう、リンクを張るべきではないか。

#### ○情報の公開（p.13）

- ・（コメント）情報公開を担保するための枠組み（ガイドライン2.1.3）について、「ガイドラインに従うことを確認している」とするが、ガイドラインへの一般的遵守だけでなく、具体的にどのような場所・方法・時期に、いかなる情報を公開するかについて、相手国と協議・合意するべきではないか。
- ・（質問）JICAは協力事業本体に関する情報を公開しているとするが、この公開場所と、公開内容を明らかにしていただきたい。
- ・（質問）第三者への環境社会配慮情報の提供について、具体例を示していただきたい。
- ・（コメント）現在のJICAウェブサイト上の情報公開は、要請案件のリストと実施中案件のリストが分かれており、アクセスが困難である。協力事業本体のデータベ

<sup>3</sup> <http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/emergency.html>

ースを整備し、その中に環境社会関連情報を含む形で整理することが望ましいのではないか。

- ・（コメント）ガイドラインは「情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行う」（ガイドライン 2.1.8）としているが、実施中案件リスト・カテゴリ A の要請案件リストは英語でしか公開されていない。
- ・（コメント・質問）JICA が相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合に、「十分な時間的余裕を持って」（ガイドライン 2.1.7）情報公開が行われたかどうかについて、運用実態が確認されていない。
- ・（コメント・質問）情報公開の言語・様式について、「少なくとも相手国公用語により説明、資料配付、協議を行っている」としているが、公用語ではないが広く使われている言語・地域の人々が理解できる様式による資料の作成・公開について、運用実態が明らかでない。

#### ○ステークホルダー協議

- ・（コメント）現地ステークホルダーとの協議は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するためとされている。実際に現地ステークホルダーとの協議が、これらの目的に資するものであったのかが明らかでない。
- ・（コメント）現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組み（ガイドライン 2.2.2）について、「ガイドラインに従うことを確認しているとするが、ガイドラインへの一般的な遵守だけでなく、具体的にどのような場所・方法・時期に、誰を対象に協議を行うのかについて、相手国と協議・合意するべきではないか。
- ・（コメント・質問）ガイドラインはカテゴリ A 案件について、「開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う」（ガイドライン 2.2.4）としているが、運用実態が確認されていない。
- ・（コメント）ガイドラインでは、M/P においても、カテゴリ A については必ず、カテゴリ B については必要に応じて、現地ステークホルダーとの協議を行うとされている（ガイドライン 3.2.3.3）。しかしながら本運用実態確認によれば、M/P では現地ステークホルダーとの協議が行われていないケースが「少なくない」とされている。具体的な案件数を明らかにした上で、その原因を分析していただきたい。
- ・（質問）カテゴリ B で協議記録作成が確認できない場合があるとされているが、これは協議の実施そのものが確認されていないのか、協議は実施されたが記録の所在が明らかではないとの趣旨か。

#### ○環境社会配慮の項目（p. 17-19）

- ・（質問）被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性（ガイドライン 2.3.1）について、どのような検討が行われたのか、明らかにしていただきたい。
- ・（コメント・質問）ガイドラインは、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮するとされているが（ガイドライン 2.3.2）、運用実態が確認されていない。
- ・（質問）「『不確実性が大きいと判断される場合』として検討した例はない」とされ

ているが、これは「不確実性が大きいと判断される場合」に該当する案件がなかったのか、あるいは判断されたが予防的措置が検討されなかったのか。

#### ○審査諮問機関への諮問 (p. 19-20)

- ・ (コメント) JICA ガイドラインに基づき環境社会配慮審査会が設置され、諮問・答申や報告を受けての議論が行われているが、その効果が分析されていない。今後ガイドラインの形が大きく変わり、事業準備と審査を整理する中で、審査諮問機関のあり方は大きな論点になるものとする。したがって、審査会の設置が JICA による協力事業にもたらした効果について、JICA としての分析をまとめていただければ有用であるとする。

#### ○カテゴリ分類 (p. 21-23)

- ・ (コメント・質問) 現行ガイドラインでは、カテゴリ分類において、相手国環境影響評価制度の適用を勘案しているが(ガイドライン 2.5.1)、不適切であるとする。これがどのように勘案されているのかを明らかにしていただきたい。
- ・ (コメント・質問) M/P と F/S の双方を行う開発調査において、優先プロジェクトにカテゴリ A が含まれる可能性があるにも関わらず、M/P の段階ではカテゴリ B に分類されている案件があるが、ガイドライン上は「プロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う」、「複数の代替案を検討する場合は、それら代替案の中で最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類によるものとする」(ガイドライン 2.5.6) とされており、これは不適切な分類であるとする。この取扱いの理由を明らかにしていただきたい。
- ・ (質問) 事業実施中にカテゴリ分類を変更した事例について、その経緯、当初のカテゴリ分類の正当性を明らかにしていただきたい。また、カテゴリが B から A に変更された場合、事前調査・S/W 段階でのガイドラインの規定は実施されているのか。
- ・ (コメント・質問) スクリーニング様式の記入について、運用実態が確認されていない(ガイドライン 2.5.7)。

#### ○参照する法令と基準 (p. 23-24)

- ・ (コメント) 国際基準等の参照につき、JICA は汚染基準値についてのみ国際基準を参照しており、社会配慮における世界銀行の業務政策などが参照されていない<sup>4</sup>。
- ・ (コメント) ガイドラインは、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮の上で重要であることに留意するとしているが(ガイドライン 2.6.4)、本運用実態確認では、相手国の実施体制の強化の問題として取り上げられている。相手国の実施体制についてはガイドライン上別の規定があり(ガイドライン 2.8.1、別紙 1 対策の検討 2 等)、ガバナンス概念の把握が狭すぎるものとする。

---

<sup>4</sup> JBIC は参照すべき国際基準として、非自発的住民移転や先住民族に関する世界銀行の業務政策を挙げている。

## ○社会配慮と人権への配慮

- ・（コメント・質問）紛争国・紛争地域等での事業において、特別な配慮が確認されなかったとされている。具体的に紛争国・紛争地域等での事業にあたる案件を特定し、特別な配慮が行われなかった原因を分析していただきたい。
- ・（コメント）人権問題が指摘されている国において、情報収集やステークホルダー協議における NGO の招待が、どのように人権に対する配慮につながったのかが明らかでない。

## ○JICA の意思決定

- ・（コメント）ガイドラインに基づく JICA の外務省へのコメントは、あまりに一般的・画一的であり、外務省による意思決定に資するという制度の意義を没却するものとする。

## ○相手国政府に求める環境社会配慮の要件（p. 28-30）

- ・（コメント）別紙 1 に関する本運用実態確認は、別紙 1 の役割を誤解しているものとする。別紙 1 は相手国が実施するプロジェクトが満たすべき要件であり、JICA による協力事業が満たすべき要件ではない（ガイドライン 1.3.3、1.6.2、1.5.1）。したがって、別紙 1 の運用実態を確認するためには、相手国が計画・実施するプロジェクトの環境社会配慮について調査が行われるべきであり、JICA 報告書からは別紙 1 の運用実態は分からないはずである。
- ・（コメント・質問）本運用実態確認は、別紙 1 について部分的にしか実態確認を行っていない。別紙 1 の全ての項目について、運用実態を明らかにしていただきたい。以下は、現状で明らかな情報に基づくコメントである。
- ・（コメント）環境社会関連費用・便益の定量的分析が十分行われていない
- ・（コメント）制度整備について検討している案件が少ない。
- ・（コメント・質問）禁止されている自然保護地域における事業が行われている。この事業について、具体的な内容と、指定地域での事業にも関わらず問題ないと判断した根拠を明らかにしていただきたい。
- ・（コメント・質問）社会的合意について、ステークホルダー協議がどのようにプロジェクト内容に反映されたかが明らかでない。
- ・（コメント・質問）プロジェクトが先住民族に影響を与える場合において、どのように先住民族の合意が得られるよう努めたのかが明らかでない。

## ○スキーム別手続：要請段階（p. 31-32）

- ・（質問）要請時情報公開についてコメントを 2 件受理したとしているが、これらコメントはどのように取り扱われ、JICA による意思決定に反映されたのか。
- ・（コメント・質問）カテゴリ分類について、照会だけでは情報が不十分と判断された案件の有無が明らかでない。
- ・（コメント・質問）外務省による案件採択後、カテゴリ分類とその根拠を公開して



いるとしているが、公開されていない案件も存在する<sup>5</sup>。実際に公開されているのは何件か。

- ・（コメント・質問）外務省への提言内容を公開しているとするが、ウェブサイト上には見当たらない。どのように公開しているのか。

#### ○スキーム別手続：開発調査（p. 32-35）

- ・（コメント・質問）事前調査において予備的スコーピングを実施せず、又は TOR 案を作成しない案件があるのか。件数とその理由を明らかにしていただきたい。
- ・（質問）事前調査報告書が公開されているものと公開されていないものがあるのはなぜか。
- ・（質問）M/P において、前半で IEE の TOR 案検討もしくは代替案の比較を行い、広範で IEE を実施するとしているが、その具体的なプロセスを明らかにしていただきたい。
- ・（質問）M/P から F/S を引き続き行う調査における業務と環境社会配慮の流れを説明していただきたい。
- ・（コメント・質問）連携 D/D の報告書について、完成後速やかに公開されていない。入札関係情報が含まれるとなぜ公開できないのか。入札関係情報を取り除いた上で公開することはできないのか。

#### ○無償資金協力のための事前の調査（p. 35）

- ・（質問）「予備調査等を通じて確認」について、具体的にどのようなスキームを用いて何を確認しているのか明らかにしていただきたい。
- ・（質問）基本設計調査において行う「確認」とは何か。
- ・（コメント・質問）基本設計調査報告書について、完成後速やかに公開されていない。入札関係情報が含まれるとなぜ公開できないのか。入札関係情報を取り除いた上で公開することはできないのか。

#### ○フォローアップ（p. 36）

- ・（質問）フォローアップのための調査が行われた案件は何件か。また、フォローアップのための調査を行う案件の選定方法を教えていただきたい。
- ・（質問）フォローアップによる確認結果を教えていただきたい。
- ・（質問）協力事業終了後の予期せぬ環境社会影響について、(1) 指摘の有無、(2) 現地調査の有無、(3) 問題把握の有無、(4) それぞれ存在する場合にはその具体的内容、について明らかにしていただきたい。

#### ○セクター別の傾向（p. 37-43）

- ・（コメント・質問）別紙 2 に記載されている影響を及ぼしやすいセクターに分類さ

---

<sup>5</sup> 例えば、アフガニスタン・カブール首都圏開発マスタープラン調査について、カテゴリ分類の根拠が公開されていない。<http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/profile/afg02.html>

れる案件が、カテゴリ B に分類されているケースが多数ある。それぞれについて、  
案件名を明示し、カテゴリ B に分類された根拠を示していただきたい。

以上

平成 20 年 2 月 27 日

事務局 御中

有識者委員会委員  
千吉良 久暢

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る  
有識者委員会設置要領（案）に関する意見

前回委員会での議論を踏まえ、設置要領（案）に対する意見を以下の通り申し述べます。

- 『委員の互選により 2 名の司会を選出し、議事進行にあたる』とする提案に賛成。

「事務局による議事進行は論点の恣意的な選択等が行われる余地を疑われる可能性がある」との意見があり、事務局よりこうした疑念を払拭できる方法が提案されないのであれば、委員による議事進行を先に検討すべきであると考えます。

また、中立的で公平な議事運営の推進、委員会の円滑な開催といった観点から司会を 2 名とすることにも異存ありません。

- メンバーの構成は現状を維持することが妥当。

「委員が等しく責任を共有する」との前提から、現状の構成は各界に対して公平に責任と機会が配分されていると考えられ、このようなバランスが維持されるべきと考えます。

委員間で効率的に議論を進め、できるだけ当日参加者にも発言の機会を提供するべきであることから、委員数は現状の規模が適当ではないかと考えます。

以上

## 環境社会配慮ガイドラインの運用実態・実施状況の調査報告に対するコメント及び質問

千吉良 久暢

### 【コメント】(JICA/ JBIC 共通)

- 1) 様々な Good Practice が紹介され、こういった情報の公開によりガイドラインが一層わかりやすくなり、今後の開発が参照すべきベンチマークとなることから、これらの報告書を評価したいと考えます。但、敢えて申し上げれば、以下の点についてご考慮頂ければ更に良いと思います。
- 2) 外部専門家による分析・意見と、内部調査による分析・意見との境界が不明確である様に感じます。可能なら外部専門家の報告書をそのまま公表する方が客観性・信頼性が高まると思います。また、外部専門家に『ガイドラインに明白に違反した運用』の有無を結論してもらおうと良いと思います。
- 3) JICAガイドライン 2.10 に『本ガイドライン運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる』とありますが、『運用上の課題』に関する記載が少なかった様に思います。(JBICも同様)
- 4) 現行ガイドラインの運用開始に伴って、それ以前と比較してどういった変化が生じたのかという点の分析が少ない様に思います。斯かる分析は今後更なる改訂を重ねる上で、それがどの様な効果をもたらすかを予測する材料になると考えられ、可能な限り項目別に詳細な比較分析を行うと良いと思います。但、この『効果』はプラスの効果のみならずマイナスの効果にも目を向けるべきだと思います。例えば、開発主体にとって使い難いガイドラインとなり、JICA/ JBICの利用が敬遠される要因になっているとすれば、すばらしいガイドラインを作った意義も薄れてしまう可能性があります。
- 5) JICAガイドライン 2.10 に『改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う』とあります。この委員会に開発途上国の政府やNGOが参加していないことから、斯かる調査報告に彼らの意見をインタビューやアンケートで反映させておくべきではないかと考えます。(JBICも同様)

### 【質問】

- Q1) **【JICA/ JBIC 共通】** 調査報告の作成方法に関し、『外部専門家を活用して確認した』とありますが、外部専門家は『ガイドラインの遵守状況の確認』まで行っているのでしょうか？
- Q2) **【JICA/ JBIC 共通】** 現行ガイドラインの導入前後における援助要請件数の推移をご教示下さい。(全体、地域別、セクター別、他の援助機関における件数推移との比較、等を可能な範囲で。)
- Q3) 上記につき不自然な変化が見られる場合、その要因(含む環境社会配慮以外)をご教示下さい。

- Q4) 【JICA/JBIC 共通】 現行ガイドライン導入前後において、環境社会配慮の観点から否認になった案件数の推移及び主要な否認理由（変化があればそれについても）をご教示下さい。
- Q5) 【JICA】 JICA の採択案件数が 17 年度→18 年度で▲124 件も減少した要因をご教示下さい。
- Q6) 【JICA】 JICA P.28 3.11 (1) 基本的事項に『多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している』とありますが、ガイドライン別紙 1 によれば『環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で』とあり、ガイドライン通りではなかったということでしょうか？そうであればその様な運用になってしまった理由をご教示下さい。

以 上

2008年2月21日

新JICA環境社会ガイドラインの検討にかかる有識者委員会の委員として、有識者委員会の進め方、及び運用実態の確認報告/実施状況確認結果について、以下の意見・コメントを行います。

財務省  
大西 靖

1. 有識者委員会の設置要領、有識者委員会の進め方について

(1) 代表あるいは座長を置くかについて

有識者委員会を設けつつ、座長をおかないことについて、理由が乏しいと考えます。座長、及び副座長をおくことに賛成です。(2名の座長を置く案も提示されましたが、それでも可。)

どなたを座長、あるいは副座長にするかについて、特段の意見はありませんが、学識経験者をお願いするのが好ましいと考えます。

(2) 議題の決定について

現在の設置要領(案)の書きぶりは不適當であり、「委員会の議題は、委員により決定する」とすべきです。

(3) 一般参加者の発言について

一般参加者の発言については、幅広くこれを認めるべきであり、それに対して、事務局や委員は、十分に応えるべきものと考えます。各種の意見資料についても、JICA、JBICのホームページでの掲載等により、幅広く国民に知らすべきと考えます。

設置要領(案)における「(委員の発言を優先する)」は削除すべき。

新JICAは、公的資金による途上国支援を担うものであり、幅広い国民の声に応える義務があります。

(4) その他

環境社会ガイドラインは、途上国支援の公的機関として極めて重要な要素であり、新JICAが、これまでの経験を踏まえつつ、広く関係者や国民からの建設的な意見を集約し、世界に誇るようなガイドラインを作成することを切に希望します。

2. 運用実態の確認報告/実施状況確認結果に対するコメント（JICA 及び JBIC 共通）

○ 調査方法について

レビューにあたって、ガイドラインの実施状況を確認するだけでは十分でなく、ガイドライン実施したことを踏まえて、その課題を明らかにし、現行のガイドラインが適切かつ十分なものであったかについて、総括的に評価する必要があります。

また、運用実態確認の方法として、「作成された案件の報告書及びその後の関連情報を基に確認を行った」（JICA P2）、「JBIC 資料及び JBIC のウェブサイト上の公開情報等に基づき」調査を実施した（JBIC P5）、とされていますが、上述の評価をするにあたっては、現地政府や被影響住民、NGO 等への聞き取り調査やスタッフ等への調査を行うことが望ましいと考えます。

○ 具体的事業案件名が不明。

報告書には、具体的な事業案件名の記載がありません。外部の者が当該調査の内容を客観的に検証できるようにするためにも、具体的な事業案件名を記載すべきです。

（注）ODA という公的資金を利用してなされているものであり、公開が原則。仮に非公開にする必要があるのであれば、その理由を明示していただきたい。

○ 抽象的な書き振りのため、実施状況の把握及び評価が困難。

ガイドラインの実施状況や実施方法について、抽象的に「～するケースが多い」や「～といった例もある」といった表現が極めて多く、具体的な該当件数等、実施状況の把握・客観的評価をする上で必要な情報が欠けています。抽象的な表現をなくし、適切に実施されたのか否か、もし適切に実施されていない案件があれば、具体的な件数を明示した上で、説明を行い、それについて評価をすべきです。

○ ステークホルダー協議に関する情報の不足、協議の質及び効果に関する評価の欠如。

ステークホルダーとの協議や意見交換を行ったという事実関係（JICA P15-17、JBIC P32-34）だけではステークホルダーとの間で十分な調整がなされたとは言えません。十分なステークホルダーの参加が得られたか、ステークホルダーの意見がどのようなかたちで各プロジェクトに反映されたか、といった、協議自体の質・内容面での評価が必要と考えます。

2008年2月26日  
北村  
(外務省国際協力局政策課)

## 新JICA環境社会配慮ガイドライン（新GL）に係るコメント

### 【スケジュール】

- 本年10月1日以降、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法が新JICAという一つの機関の下に実施される。そのため、JICA・JBIC間で、現在、統合に向けた各種制度設計等の検討が進められているところであるが、環境社会配慮についても、新JICA発足以降は統一された新GLに基づいて行うことが望ましく、組織統合の観点からも重要。有識者委員会における作業も、10月1日からの新GL施行を念頭に精力的に進めることが適当。

### 【教訓の抽出と新GLへの反映】

- 世界有数の援助機関となる新JICAが備えるべきGLは、環境社会配慮の責務を果たすべく、総合的に見て、現行GLよりも後退することがあってはならない。
- 第1回有識者委員会で配布された「JICAの運用実態の確認報告」及び「JBIC実施状況調査」については、いずれも内容が抽象的な記述にとどまっているとともに、運用面での問題点、課題が十分記述されておらず、実態の把握という観点からは必ずしも十分とはいえない。一方、有識者委員会としては、これら報告書の内容を個別具体的に検証することもさることながら、そこから得られる「教訓」を踏まえて新GLはどうあるべきかという議論により精力を割くべきであると考えられる。かかる観点から、JICA・JBICにおいては、現行GLの運用状況を踏まえて得られる「教訓」の抽出を適切に行っていただきたい。

### 【情報提供】

- 新GL策定に当たっては、関係者間の議論を十分に踏まえることが重要であり、そのために必要な情報は、事情の許す限り、最大限かつ積極的に提供いただきたい。

以上



## 早水委員からのコメント（JICA 及び JBIC の報告書に対して）

1. 特に J I C A の報告については、〇〇が多い、△△の例がある、などの記述が多く、そうでない事例について適切に対処されているのかがわからないし、記述された事例も少ない。実施状況についてはなるべく具体的に数字や事例を明示して記述するとともに、例えば何らかの事情でガイドラインのとおり実施されなかった事例などがあるのであれば、それを記述して分析し、課題を抽出することが必要と考える。

2. 特に J I C A の報告書では、ガイドラインに示された項目についての分析が十分でないものが多く、充実させることが必要と考える。（例えば p 23 の 3. 6 参照する法令と基準についての項目ごとの事例紹介と分析、p 28 の 3. 11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件についての項目ごとの事例紹介と分析。特に（8）のモニタリング。）

3. J I C A の報告のセクター別の傾向の分析は、内容が薄く、一般的な記述なのか事例の分析なのか、全てに行われたのか単なる事例なのかなど、わかりにくい点が多い。もう少し具体的に記述し、分析すべきではないか。

4. 両報告書とも、実施結果が淡々とまとめられているが、これらの報告は、実施状況から課題を抽出し、新ガイドラインに反映させるために行われるものである。このため、実施状況からどのような課題が抽出されたか、その背景はどうか、どのように改善すべきかなどについて、項目ごとにまとめることが適当と考える。

5. J I C A 報告書 p 20 にあるように、J I C A の環境社会配慮審査会（第 1 期）においては、2006 年 8 月に「まとめ」が報告され、効果及び今後の課題が示されている。その後 1 年半の間にどのように対応したのか、改善したのかについても記述することが適当と考える。

## 山下委員からのコメント

### 1 有識者委員会設置要領（案）に対するコメント

#### (1) 司会

司会の委員からの選出、座長若しくは委員長をこの委員会に置くか否かは、この委員会の目的如何に関わるかと考える。

仮にこの委員会において「新 JICA の環境ガイドライン作成にあたっての提言の取り纏めを行うこと」であれば、司会といえども各委員の異なる意見の調整を行わざるを得ず、事務局が司会を行うことは、委員会の判断に少なからず影響を与えることになるため、公正、公平、透明性の確保の観点から好ましくない。

なお、委員会としては新 JICA の環境ガイドライン改定にあたり、各委員がそれぞれの立場から助言を行えば良いということであれば、事務局が司会を行うことに問題はないと考える。

#### (2) 目的

この委員会の活動が「新 JICA の環境ガイドライン作成にあたっての提言の取り纏めを行うこと」であればその旨記載ありたい。

### 2 J B I C 環境ガイドライン実施調査に対するコメント

(1) 19 P 「負の影響の回避・最小限化等のための代替案の検討、緩和策・代償のための必要な方策については、主に環境管理計画やモニタリング計画の中で検討されている。各影響項目における詳細な検討については、実際には供与後の詳細設計調査の中で実施されるケースが多い。」の記載について

→ 環境の影響を回避、最小限化する代替案及び緩和策については、対象国と出来るだけ早期に検討を進め具体化することが実行率を高めるうえから肝要。この文書からは各行程における代替案及び緩和策の検討状況・実行状況が理解できないが、アプレイザル時までには影響項目の詳細な検討を終了させることは可能か？

(2) 22 P 「また社会面においては、用地取得・住民移転の最小化等の観点から検討されているケースが多い。」の記載について

→ この記述は用地取得・住民移転の最小限化が必要にも拘わらず、それが検討されてない案件があるとの趣旨か。代替案の検討が適切に実施されているとの評価は利害関係者の評価か。

(3) 31 P、32 P 「カテゴリ B においても国内法を踏まえ E I A を実施している案件については、環境管理計画、モニタリング計画が作成されている案件が多い。」の記載について

→ E I A を実施している案件は、環境影響が大きい案件と認識するが、環境管理計画、モニタリング計画を作成しなくても良いのか。

(4) 36 P 「地域住民からの用地取得・住民移転の実施及びモニタリングのための相談窓口や異議申し立て制度を設け、コミュニティーの参加促進を図っている事例も多い。」の記載について

- ガイドラインでは、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案～コミュニティーの適切な参加が促進されなければならない。」と記載されているが、コミュニティーの参加促進を図っていない案件があることは、問題ではないか。

### 3 JICA環境ガイドライン実施調査に対する意見

- (1) 10P「JICAから相手国に提供される文書は、英語またはスペイン語の場合が多いが、多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある。」の記載について

- 現地語で作成している例は、住民説明会、情報公開用ポスター、ブックレット全体のどの程度の割合を占めるのか。

ガイドラインでは「環境影響評価において作成される各種文書や報告書の説明は、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されなければならない。」と記載されており、本事項を徹底すべき。

- (2) 10P「多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている」の記載について

- 相手国の制度において情報の公開が求められていない案件については、JICAとして公開を求めているとの趣旨か。

- (3) 24P「多くの案件で相手国の環境影響評価制度を確認し、環境関連法令と照らし合わせた上で、相手国の環境関連機関との協議・確認を行っている。」の記載について

- 相手国の環境影響評価制度を確認していない案件とは、どのような案件か。またこの趣旨は何らかの困難な事情があり確認を実施していないのか。